

# 市議会議会局監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和7年1月16日から同年3月28日まで

## 3 監査の対象及び範囲

市議会議会局の所管に属する令和6年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

## 4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、関澤敏行委員及び高橋英昭委員は除斥とした。

## 6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた全国市議会議長会基地協議会関東部会正副会長・監事・相談役会議における出席者負担金の支出について、令和6年7月30日に用務が終了したものの、令和7年2月12日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったもので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

イ 政務活動費の支出に関し会派から提出された政務活動費収支報告書について、プロジェクター及びノートパソコンの支出項目が誤って資料購入費として計上されていたので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

ウ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、自家用車使用による交通費に係る証拠書類（運行記録簿）に走行距離は記載されていたものの、行き先が記載されていないものがあつたので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）